

2022年5月19日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ゴ ル フ ・ ド ゥ 代表者名 代表 取 締 役 社 長 佐久間 功 (コード番号:3032 名証ネクスト市場) 問合せ先 執 没員経営管理特部長 並木 健二 電話番号 048-851-3111

取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。) に対する 株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する 報酬額及び内容決定に関するお知らせ

当社は、2022年5月19日開催の取締役会において、当社取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。)に対する株式報酬型ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額及び内容決定について、2022年6月25日開催予定の第35期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社取締役(監査等委員であるものを除く。)の報酬額は、①2015 年 6 月 26 日開催の第 28 期定時株主総会において年額 1 億 6,000 万円以内(但し、使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まない。)、及び②2016 年 6 月 26 日開催の第 29 期定時株主総会において①の取締役報酬額とは別枠で、当社取締役(監査等委員であるものを除く。)に対する報酬等として年額 5,000 万円の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てるとする旨ご承認いただき今日に至っております(このうち、①につきましては、第 35 期定時株主総会にて当該(第 4 号)議案のご承認が得られますと、年額 3 億円以内(うち社外取締役 2,000 万円以内、使用人務取締役の使用人分の給与は含まない。)となります。)。今般、「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第 70 号)等の施行に伴い、株式報酬型ストックオプションの内容に関する決議事項が明確化されたことを踏まえ、改めて①の取締役報酬額とは別枠で、当社取締役(監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。以下、本件において同じ。)に対する報酬等として年額 1 億 5,000 万円の範囲内で株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てることにつきご承認をお願いするものであります。

具体的には、新株予約権の割当を受けた取締役に対し払込金額と同額の報酬を付与し、当該報酬請求権と当該新株予約権の払込金額とを相殺することにより、新株予約権を取得させるものであります。

ストックオプションとしての報酬等の額は、新株予約権の割当日において算定した新株予約権1個当たりの公正価額に、割り当てる新株予約権の総数を乗じて得た額となります。

また、本議案が承認可決されることを条件に、②(2016 年 6 月 26 日開催の第 29 期定時株主総会においてご承認いただきましたストックオプションとしての新株予約権に関する報酬額)に関する定めを廃止することとし、既に割当て済みのものを除き、今後は当該定めに基づくストックオプションとしての新株予約権の発行は行わないことといたします。

なお、本議案の承認可決対象には、2021 年 3 月 1 日以降に発行された株式報酬型 ストックオプションも含めることといたします。

- 1. 取締役に対する株式報酬型ストックオプションとして新株予約権を割り当てる理由 当社は、取締役に対する報酬制度に関して、当社の業績と株式価値との連動性 をより一層強固なものとし、取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下 落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な継続した業績向 上と企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めることを目的に、当社の取締役 に対し、株式報酬型ストックオプションを新たに導入するものであります。
- 2. ストックオプションとしての新株予約権の具体的内容
- (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数(以下、「付与株式数」という。)は100株とします。なお、本議案の決議日(以下、「決議日」という。)後、当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当を含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率 なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとします。

また、上記の他、決議日後、当社が合併、会社分割又は株式交換を行う場合及びこれらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができるものとします。

なお、当社普通株式 500,000 株を、各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数の上限とし、付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に下記新株予約権の総数を乗じた数を株式の交付上限とします。

(2)新株予約権の総数

5,000 個を各事業年度に係る当社定時株主総会の日から1年以内の日に発行する 新株予約権の交付上限とします。

(3) 新株予約権の払込金額(発行価額)

新株予約権1個あたりの払込金額(発行価額)は、新株予約権の割当に際して 算定された新株予約権の公正価額を基準として当社取締役会で定める額とします。 また、割当を受ける者が、金銭による払込みに代えて、当社に対して有する報 酬債権と新株予約権の払込債務とを相殺します。 (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの行使価額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割り当てる日の翌日から 30 年以内の範囲で、当社取締役会で定める期間とします。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとします。

(7) 新株予約権の行使の主な条件

新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から 10 日以内に限り 新株予約権を行使できるものとすること及び新株予約権者が死亡した場合には相 続人1名に限り新株予約権を相続できるものとすること等、新株予約権の行使の 条件については、新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定め るものとします。

- (8) 新株予約権の取得に関する事項
  - ① 当社が消滅会社となる合併契約、当社が分割会社となる会社分割についての分割契約若しくは分割計画、又は当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画について株主総会の承認(株主総会の承認を要しない場合には取締役会決議)がなされた場合は、当社は、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、本新株予約権の全部を無償で取得することができる。
  - ② 新株予約権者が権利行使をする前に、(7)に定める規定により本新株予約権 の行使ができなくなった場合は、当社は本新株予約権を無償で取得すること ができる。
  - ③ 新株予約権者が本新株予約権の放棄を申し出た場合は、当社は本新株予約権 を無償で取得することができる。
- (9) 新株予約権のその他の内容等

新株予約権の募集事項等を決定する当社取締役会において定めるものとします。

以上